

19世紀末から1920年代における アメリカの経済と教育の制度設計に関する一考察

辻 智佐子・辻 俊一・渡辺 昇一

要 旨

本稿は、南北戦争後から1920年代のアメリカを対象に、教育と経済に係わる主要な法制度を整理し、これらの法制度確立の歴史的背景を辿ることで制度の観点から教育と経済の関係を考察した。また、この考察を通して、制度設計において経済諸力が影響力を持つに至るプロセスと現代社会においてヴェブレンの制度論に注目する意義について言及した。その結果、(a)初等中等レベルの公教育に関する法制度の整備に着目した場合、教育機関は産業社会の発展に対応して「労働市場への人材供給」と「社会化」の役割を担うものとして位置付けられるようになったこと、(b)競争に関する法制度に焦点を当てた時、産業社会の発展過程において、経済制度が市場経済発展の枠組みを提供し、その後、経済規制の準則として提供されるよう制度設計されたこと、(c)産業社会の発展による社会的問題は新たな社会関係を生み出し、その社会関係は経済的利害をめぐる諸集団として現れ、ルールメイキングに参加するステークホルダーとしての機能を果たしたこと、そして(d)技術進歩による社会構造の変化において経済活動を制度の側面から捉えた制度学派の制度分析は、現在の情報化社会の制度を考える上で再評価する意味があることを指摘した。

キーワード：アメリカ制度学派、ヴェブレン、経済、教育、制度設計

1. はじめに

前稿では、情報技術の進展による社会環境のめまぐるしい変化の中で、教育制度を含む制度をどう捉えるべきかについて理論的考察を加えるために、ヴェブレンの制度論とヴェブレンによる

アメリカの高等教育への批判内容をとり上げた。ヴェブレンは、制度の累積的变化を議論するうえでアメリカの産業社会の到来とそれによる社会への影響を看取り、歴史的アプローチから制度の特質を見出した。その詳細については前稿で述べた通りであるが（辻他 [2019]）、本稿ではヴェブレンに続いてコモنز、ミッチェルに代表される、いわゆるアメリカ旧制度学派が登場した時代を対象に、大量生産体制の構築に繋がる一連の技術革新や大企業の台頭が牽引した産業社会の到来によってアメリカではいかなる経済および教育に係わる法制度が誕生し、また産業社会が教育制度にどのような影響を及ぼしたのかについて検討する。この考察を通して、制度設計において経済諸力が影響力を持つようになっていくプロセスと現代社会においてヴェブレンの制度論に注目する意義についても探りたい。

アメリカ制度学派が登場した背景には、19世紀後半から20世紀初頭のアメリカ経済における巨大企業による独占化・寡占化の進展、自由主義的な経済思想の広がり、低所得貧困層や労働者層の増加などの経済的現象があり、これらの現象が社会全体に与えたインパクトの増大によってアメリカでは従来の経済学を批判的に捉える新たな考え方、つまり制度学派が誕生した。こうした歴史的背景を踏まえ、制度学派に関しては、おもに制度学派の学説史的研究、ドイツ歴史学派や古典派経済学などとの関連性や対比によって制度学派の方法論的特徴を析出した研究において多くの議論が積み重ねられてきた^①。

また、ヴェブレンが『有閑階級の理論』で産業社会における高等教育を批判的に捉えたように、19世紀から20世紀初頭のアメリカ教育の抱える問題を産業社会と結び付けて提起した研究も散見される。まず、フィールドは、本稿でも事例としてとり上げるマサチューセッツ州の公教育の歴史について研究し、その拡大要因を工業化に伴う人的資源の供給という側面と社会的意思決定のプロセスに係わる政治的な諸力によって実現される社会秩序の維持という側面から検証し、両側面は相互補完的な関係にあるものの社会秩序の維持を目指す政治システムの方がより重要であると結論づけた（Field [1937]）。

次に、アメリカの教育の歴史を振り返りその不平等性を指摘するボールズは、アメリカの大衆化された教育は質の高い労働力を求める資本家や社会秩序の維持のために生まれたものであり、「階級構造の世代的な再生産」であるとして、その源泉を「資本主義社会に特有の階級構造」に求め（ボールズ [1980] 161-162 頁）、「教育の構造は社会的生産関係の反映である」（ボールズ [1980] 182 頁）と論じた。また、公教育の大衆化に先鞭を付けたマサチューセッツ州の事例では、アイルランド系移民を工場労働者に適した労働力とするために実現されたものであるとし、19世紀以降の経済発展は階級分化のための教育制度を急速に発展させた、と述べた（ボールズ [1980] 165-166 頁）。

そして、20世紀のアメリカ教育史を産業社会と関連付けて論じたコーエン＝ラザーソンは、

「学校は生産に密接に結びつけられ、学校教育は富を増大させ、工業生産の質をたかめ、経営の効率化を可能」にし、「教育は、労働力の訓練と選抜の、より精緻なメカニズムへとつくり上げられていった」ことを、当時の資料を紐解きながら議論した（コーエン＝ラザーソン [1980] 179-181頁）。

その他にも、19世紀の教育制度の意思決定を担う組織の視点から4つのモデル（父権的任意制、企業的任意制、民主的的地方分権制、初期官僚制）を提示したカッツは、組織は社会変動と社会構造を媒介するものであり、最終的には中央集権的な官僚制をとるようになり、現在のアメリカ教育の特徴となっている、と理解した（カッツ [1980]）。さらに、アメリカの教育を発展段階で捉えたトロウは、産業社会における職業と教育の関係について、「職業構造の最底辺から上昇移動していく上で教育のもつ重要性が高まっただけでなく、その後の成功にも学歴がきわめて重要な条件」となったとしている（トロウ [1980] 37頁）。

このように、アメリカの教育史を産業社会とリンクさせて論考した研究はいくつも見受けられるが、制度の視点から経済と教育との関係に着目した研究は管見の限りあまりない。そこで本稿では、おもにアメリカ旧制度学派が誕生した時期を対象として、産業社会の発展が教育（特にここでは公教育）と経済の制度に及ぼす影響を及ぼしていくのかを、双方をクロスさせながら歴史的に見ていきたいと思う。以下、第2節では、教育制度において独立13州の中でも古い歴史を持ち他州の見本となったマサチューセッツ州と、州を超えて統一的な法制度を整備した合衆国の事例をとり上げ、アメリカの教育制度の変化を観察する。第3節では、産業社会が発展を遂げる過程で施行された主要な経済関連の法制度と、その前後に起こった事件について整理する。そして第4節では、これらを踏まえて経済と教育との関係について制度的な視点から分析を行なう。

2. 教育に係わる法制度

アメリカの教育に係わる法制度は、合衆国憲法修正第10条（1778年連邦憲法制定、1791年修正）に基づいて各州がそれぞれに設置し、公共の教育機関は州法によって管理運営されてきた。そのため、アメリカの公教育は、時代を経るにつれて制度的に中央集権化していくものの、州ごとの多様な特徴を今でも維持しているところがあり、公教育について国は財政的な補助を行なうが、教育の内容については干渉しない姿勢を貫いている。この節では、教育に係わる法制度の変遷を州と合衆国の2つのレベルで観察し、経済状況や社会状況の変化が教育にどのような影響を及ぼしていくのかを考える。

2.1 マサチューセッツ州における教育関連法制度

ここでは、州レベルの事例としてマサチューセッツ州の公教育の歴史を辿る。同州は、1620年にイギリスから入植した清教徒106名によって植民地の歴史が始まり、その後イギリスの支配に苦しんだ時期もあったが、独立後は1810年代以降紡績業や製靴業を中心に工業化が進み、アメリカの産業社会の発展を牽引してきた。同州は、他の地域よりも早く教育に係わる法制度を確立し、人々に平等な教育の機会を付与できる環境の整備に努めてきた。そのため、合衆国の公的教育機関の模範とされ、他州に影響を与えた。

表1は、入植から1920年代までのマサチューセッツ州および合衆国における主要な教育関連法制度を時系列にまとめたものである。まず、同州の南北戦争までの状況を振り返る。同州では、入植して間もない1642年に義務教育令が制定され、これによって親や親方は子供や徒弟を教育させる義務を負った。そして、タウンの行政委員がこれを監視し違反者には罰金を課したが、学校設立には至っていない。その後、1647年に制定された教育令は、指導者養成と一般庶民の教育の2つの系統を1つの法律のもとに規定し、50家族以上のタウンには読み書きを教える教師、100家族以上のタウンにはラテン語文法を教える教師の任命を要求し、タウンの学校が設置された(南新[1999]51頁)。続く1654年の教育令では、教師の資格要件について規定された⁽²⁾。これらのタウンの学校の運営・管理・維持や教師の選定などは、18世紀にタウン内で分割された学区が設置されるまで、民衆から構成されるタウン・ミーティングによって決められた。このように、1780年のマサチューセッツ州憲法の中に教育条項が設置される前から初期入植者が中心となって初等教育の義務化、タウンの学校設立の義務化、公立学校の指導統制と公費維持を実現した。

人口の増加と地理的分散によって18世紀を通して各タウン内には学区が設置されていたが、1789年の教育令では学区制度が合法化され、また学校設立のための任意課税が法的に認められた。1800年にはこうした課税権がタウンから学区に移譲され、その後も1817年の学区の法人団体としての認可、1827年の学区学務委員の選出権や教師の雇用権などの権利付与など、初等教育に関連する主要な権限が各学区に付与され、法人格としての学区が廃止される1882年まで公教育の運営は学区によって行なわれた⁽³⁾。初等教育が充実するに連れて教師の育成が急務となり、初等学校卒業生を対象とした州立師範学校(SNS)が1839年に設立された。その先鞭を付けたのもマサチューセッツ州であり、その後他州にも広がりを見せた。

また、中等教育については、1827年のハイスクール法の公布によって改革のメスが入れられた。公立のハイスクールは、経済的に恵まれた上昇志向の白人を対象に実学的な内容の教育が志向され、この時期から産業社会との関係が目に見える形で教育にも現れ始める。先述の州立師範

表1 マサチューセッツ州および合衆国における主要な教育関連法制度

年	マサチューセッツ州	合衆国
1642	義務教育令	
1647	教育令	
1654	教育令	
1780	州憲法に教育条項設置	
1789	教育令による学区制度の合法化および任意課税としての学校税の設置	
1800	学区に教育税徴収権限などを付与する法令	
1817	学区を法人団体として認める法令	
1827	各学区に学区学務委員の選出権、教師の雇用権など付与する法令 学校税は任意課税から法的強制となり授業料の廃止によって公教育は無料となる ハイスクール法	
1834	州教育基金設立	
1836	少年雇用に関する法律	
1837	州教育委員会設置（ホレース・マン初代教育長就任，12年間在任）	
1839	州立師範学校（SNS）設立	
1852	義務教育法	
1855	公教育関連法（修正法）	
1857		全米教育協会（NEA）結成
1862		第一次モリル法
1865		アメリカ学区教育長協会（AASA）設立
1867		教育省設置
1868		教育省が内務省下の「局」に格下げ（1979年「省」として復活）
1882	法人格としての学区を廃止	
1884	無償教科書制	
1887		ハッチ法
1890		第二次モリル法
1897		全米PTA（Nationl PTA）設立
1898		第三次モリル法
1906	産業教育委員会設置	全米産業教育振興協会（NSPIE）結成
1911	州の補助を受けた職業学校に関する法律の編纂・改正法	
1912		NEA中等教育改造委員会設置
1913		連邦議会が職業教育国庫補助委員会設置
1914		スミス・レヴァー法
1916		アメリカ教員連盟（AFT）結成 全米中等学校長協会（NASSP）発足
1917		スミス・ヒューズ法
1919		進歩主義教育協会（PEA）発足
1921		全米初等学校長協会（NAESP）発足
1927		NEA成人教育部設立 全米州教育長協議会（CCSSO）設立

出典：世界教育史研究会編『世界教育史大系18 アメリカ教育史Ⅱ』講談社，1976年。榎田久雄編『アメリカ高等教育制度史：アメリカ的特質の形成過程』文久堂，1982年。鈴木清穂「合衆国ステート・ノーマルスクールの歴史的変遷と高等教育」篠田弘他編『教育近代化の諸相』名古屋大学出版会，1992年。南新秀一『アメリカ公教育の成立：19世紀マサチューセッツにおける思想と制度』ミネルヴァ書房，1999年。横尾恒隆「1900-10年代アメリカ合衆国マサチューセッツ州における公教育としての職業教育制度の展開：産業学校の変質を中心に」『産業教育学研究』第33巻第1号，日本産業教育学会，2003年，62-69頁。大森一輝「マサチューセッツ州統合教育法（1855年）の歴史的意義：近代化される移民，『近代化』をめざす黒人」『一橋研究』第16巻3号，一橋研究編集委員会，1991年，157-174頁。

学校は、設立当初は初等教育の教師の育成を目指したものであったが、中等教育が浸透する過程でハイスクールの教師の育成に変わっていき、師範学校の入学水準はハイスクールの卒業生へと高学歴化していった⁽⁴⁾。

マサチューセッツ州で見られた公教育の大衆化と無料化は、アメリカの工業化以前から志向されていたものであり、その背景には建国の精神、つまり啓蒙主義的自然法思想と功利主義思想があり、自由で平等な民主主義的国家を建設するための手段として自由で平等な教育が重視された。アメリカの公教育の大衆化と無料化の実現において重要な役割を果たしたのが、ホレース・マンである⁽⁵⁾。公教育の無料化の実現のための法整備は、1827年に任意ではなく法的強制のもとで学校税が徴収されるようになり、1834年に公立学校支援のための州教育基金が設立され、1837年には公教育の無料化を徹底するための州教育委員会が設置された。その初代教育委員長にマンが任命され、12年間在任した。南新によると、マン自身は、理想とする公教育の実現のために、「その教育思想の中にハミルトン流の経済的功利主義を含ませることによって、公教育費論を展開し、商業から産業へと投下資本を変化させつつあった資本家たちの合意をとりつけることを通して、無料公立学校の成立を可能にした」(南新 [1999] 17頁)のである。さらに、マンの経済的功利主義を絡ませた公教育費論とは、教育が経済的価値を持つという「市場価値論」の主張であり、「教育が知力の増大を通して富を創造する」(南新 [1999] 29頁)ことを資本家たちに説得させ、公教育の無料化を実現するための財源の確保を確実なものとした。マンの活動を例にとると、19世紀前半にはアメリカの産業社会の影響が公教育において明確に現れていることが窺える。

教育に直接係わる制度ではないが、1836年にマサチューセッツ州で初めてとなる少年雇用に関する法律が制定され、この法律も経済と教育の関係を物語っている。法律の内容は、工業化の過程で工場に働く年少者の肉体労働者が増加したことを受け、15歳以下の少年雇用については少なくとも1年のうち3ヶ月間は学校に通わせることを雇用者に義務付けたものである(Whittelsey [1901] p.107)。

1840年代に入ると、初等教育における公教育の進展を加速化する出来事があった。1845年にアイルランドを襲った食糧危機によって、アイルランドから大量のカソリック系移民がマサチューセッツ州に入植し、初期入植者たちが形成したコミュニティに社会不安をもたらしたのである。社会秩序の乱れは初期入植者にとって深刻な問題となり、新たな入植者の子弟を学校に通わせることで彼らを「社会化」あるいは「同化」させようとした(ボールズ [1980])。こうした状況を背景に、1852年の義務教育法、1855年の公教育関連法(修正法)が制定された。義務教育法は、タウンに住む8歳から14歳のすべての子供を対象に、年間最低でも12週間学校に通わせる義務を親に課すという内容のものであり、義務を怠った親に対しては罰金が課されたり、場合によ

ては親権が剥奪されたりした (Massachusetts Home Learning Association HP)。公教育関連法 (修正法) は、宗教や人種に関係なく社会統制のための手段として義務教育を浸透させようとしたもので、「教育による民衆統制政策の一環」(大森 [1991] 167 頁) であった。

続いて、南北戦争後の状況である。20世紀になると、マサチューセッツ州では産業社会と教育の密接な関係がより鮮明に現れる。ここにもまた新たな移民問題が背景にあり、中央・南ヨーロッパ諸国からの移民の増加に対応してマサチューセッツ州が職業と教育を直結させた制度を設置した。1906年に「産業教育委員会を設立するための法律」が制定され、これによって産業教育委員会 (1909年廃止後は州教育委員会に統合) が設置されて公教育としての職業教育制度が確立した。それまでは私立の徒弟学校があったが、州レベルで産業労働者育成に乗り出したのは初めてとなる。とりわけ、義務教育を終えて単純労働者となった14歳から16歳の新移民の若年労働者を対象に、工業に関する基礎的な知識の習得のうえに熟練労働者の育成を目的とし、1886年設立のアメリカ労働総同盟 (AFL) の支持を得て「労使共同型」の産業学校が構想された。産業学校は、1911年の「州の補助を受けた職業学校に関する法律の編纂・改正法」によって職業に特化した熟練工養成校の要素を強めていくが、マサチューセッツ州の産業学校の公立化はのちのスミス・レヴァー法にも影響を与えた (横尾 [2003])。

また、ボストンの事例であるが、1909年にボストンの教育委員会は、将来工場労働者になる子供の育成を目的に初等教育機関に「職業準備」学級の設置を計画した (コーエン=ラザーソン [1980] 182 頁)。こうした職業教育のコースは、従来の単線型教育から複線型教育への移行を示しており⁶⁾、19世紀末から20世紀初頭にかけて、教育と経済効果を結び付けて考える傾向がより強くなっていった (コーエン=ラザーソン [1980] 183 頁)。

公立学校に加えて、産業社会と教育の関係は富裕層向けの私立学校にも密に現れている。公立と違って私立は独自の制度を学内に持っているため、本稿では議論の中心に置いていないが、アメリカの工業化の過程で富を蓄積していった富裕層の子供たちは、初等教育から公立ではなく私立の学校に通い、早い段階で高学歴化していった。初等・中等教育における私立学校の運営母体は宗教団体が多くの割合を占めるが、資産家の子弟が通ったり高額な寄付を受けたりするなど産業界との関係は深い。高等教育においても例外ではなく、歴史的にもっとも古く1908年に大学院でビジネス・スクールを開校したハーバード大学 (1636年設立) をはじめ、資産家のウィリアムズ家によって創設されたウィリアムズ大学 (1793年設立)、実業家のデヴィッド・シアーズから多額の寄付を得て困難を乗り越えたアマーフト・カレッジ (1821年設立)、自然哲学者のウィリアム B. ロジャースによって発案された技術専門学校のマサチューセッツ工科大学 (1861年設立) などの高等教育機関では、政財界で活躍するエリート人材を育成した。

概して、マサチューセッツ州の初等教育を中心とした公教育に関する法制度は、工業化の進展

と新しい移民の流入という経済的および社会的状況の変化によって時代ごとに特徴を見出せる。まず、イギリスから入植した清教徒の人々が主軸となり安定した社会形成を目的に17世紀後半から18世紀にかけて初等教育の義務化、タウンの学校設立の義務化、公立学校の指導統制と公費維持に関する法制度を確立させた。この時点ではタウンが大きな役割を果たしていたが、19世紀になると州レベルの法制度が成立していく。

紡績業を中心とした工業化や人口増加による都市化によって19世紀前半には初等教育の義務化と無償化が強化され、また産業との係わりが教育制度にも影響を及ぼし始める。教育は人々の社会化の手段であるが、初期の頃は社会秩序の維持に重点が置かれ、19世紀になると工業化の過程で現れた工場労働者の育成が初等教育の目的に加わった。1840年代後半以降に増加したアイルランド移民はこうした初等教育のあり方を加速させ、同時に初期入植者を中心とした高学歴化が進み中等教育における改革にも着手された。そして、南北戦争後から20世紀にかけて新たに流入した中央・南ヨーロッパ諸国からの移民は産業学校の公立化を促し、社会の下層に位置する人々の雇用機会を拡大させた。

2.2 合衆国における教育関連法制度

アメリカでは公教育の管理運営は、合衆国憲法のもとで州法によって行なわれてきたため、国は教育の内容について細かい規定は設けず、財政的補助を行なってきた。それでも表1で見るように、合衆国レベルでの教育関連法制度は、南北戦争を境としておもに高等教育と職業教育で確立していく。

法律の制定では、1862年の第一次モリル法によって将来技術専門職に従事する人材育成を目的とした公立大学が各州に設立された。前稿でも触れたが、同法は、連邦政府が各州に公有地（公有地証券）を付与し、その売却収益を資金として州政府が農業や工業に関連した実務教育を施す大学を設立することを定めたものである（辻他 [2019] 42-43頁）。同法のもとで設立された大学はランド・グラント大学と呼ばれ、公的高等教育機関における実務教育化とその普及が国の支援によって図られた。1887年制定のハッチ法は、1862年に設立されたランド・グラント大学に農業試験場を設置し、その維持管理のために年額15,000ドルの助成金を付与するというものであり（大浦 [1965] 21頁）、また1914年制定のスミス・レヴァー法は、ランド・グラント大学と農務省の共同による農業改良普及事業の遂行を定めたものであり（横尾 [2013] 378-381頁）、これらの法律を通して高等教育機関における国の介入が深められていった。

第一次モリル法に続いて1890年に制定された第二次モリル法では、大学における黒人差別を禁止し黒人のための大学設立を支援した。1898年に成立した第三次モリル法は、国有地売却による収益が助成金額を下回る場合、国庫から資金を捻出することを定めたものであり、ランド・

グラント大学の財政的基盤を国の援助によって盤石のものとした。ランド・グラント大学の多くはのちの州立大学となっていき、地方の多くの人材を育成する高等教育機関に成長していく。

20世紀に入り、アメリカでは大量生産体制のモノづくりが各産業で普及していったが、こうした状況下で1917年のスミス・ヒューズ法が成立する。同法は合衆国初の職業教育連邦補助法であり、公教育としての職業教育が合衆国レベルで制度化され、国の職業教育への関与という観点から大きな意味を持った法律である。同法が施行される前の1913年に連邦議会は、職業教育国庫補助委員会を設け、職業教育の財政支援および公教育化についてヒアリングを行なっている。

一方、合衆国レベルでの組織形成も南北戦争前後から活発化し、1857年に結成された全米教育協会（NEA）を皮切りにその数を増やしていった。NEAは、州の枠を超えた初の教員組合であり、教職の質的向上や教員の利益増進などを目的に設立され、合衆国ではもっとも大きな教員組織として現在も活動を行なっている。また、1916年結成のアメリカ教員連盟（AFT）は、学校の経営者や管理者に影響されない労働組合的な要素を持った教員組織であり、NEAと並んで教育政策や教育改革に対して影響力を持つほど大きな組織となっている。

南北戦争後の1867年には教育省が設置され、国が教育に介入する動きが見られた。しかし、すぐさま各州から反対の声が上がり1868年には省から局に格下げとなり、教育局は学校統計などを管理する内務省管轄の一部局となった。1979年に省として復活するまで局のままであったが、小規模ながら州間を跨ぐ組織の設置は従来になかったことである。

その他、1865年創設のアメリカ学区教育長協会（AASA）は、全米の公立学校の学区長が集まって初等中等教育の制度や政策などの検証や課題の提示、教育サービスの質的向上を目的として組織された。1897年設立の全米PTAは、子供の教育環境の整備を目的として母親のみならず父親や教師など周囲の人々の協力が必要であると考えたアリス・バーニーら母親の呼びかけで結成された組織であり、学校と地域社会を繋ぐ役割を担ってきた。1916年設立の全米中等学校長協会（NASSP）は中等教育の校長と副校長が主要メンバーとなり結成され、また1921年設立の全米初等学校長協会（NAESP）は初等教育の校長と副校長が主要メンバーとなり結成された全国組織である。そして、1927年設立の全米州教育長協議会（CCSSO）は、1908年に連邦議会在が職業教育のための連邦政策を遂行するにあたり、助言を求めた人々によって立ち上げられた組織である（CCSSO ホームページ）。

教育と職業をリンクさせた全国組織としては、1906年の全米産業教育振興協会（NSPIE）の結成がある。NSPIEは、従来の徒弟制による労働形態が衰微し大量生産体制の台頭による工場労働が増加する中で、労働状況に見合った労働者の供給を安定的に行ない、新入植者の子弟の職業教育機会を提供することを目的に、公的な職業教育の振興に努めた（横尾 [2013] 第4章）。

1912年のNEA内に設置された中等教育改造委員会は、中等教育における職業教育問題に対

応するために設置された組織であるが、この背景には中等教育における大衆化があった。トロウの言葉を引用すると、「南北戦争がアメリカの歴史の分水嶺」であり、「現在の大衆化した公立中等学校制度」は南北戦争後の職業構造の変化に根ざしており（トロウ [1980] 20 頁）、1910 年から 1940 年頃を大衆的な中等教育が開花した時期だと述べている（トロウ [1980] 23-28 頁）。トロウの調査では、1870 年時点でハイスクールの卒業生は 17 歳人口の 2% しかおらず、一部のエリートを育成するための存在であり卒業生のほとんどは大学に進学したが、1910 年になると公立のハイスクールが急増し、在籍者数は 14-17 歳人口の約 15% を占めるに至った。そして、1910 年に中等教育の転換点を迎え、それ以降在学率は急増し 1954 年になると約 90% となる（トロウ [1980] 21-22 頁）。こうした中等教育の大衆化を背景に 1906 年のマサチューセッツ州の産業教育委員会設置や NSPIE の結成をきっかけに「職業教育運動」が 1906 年以降に始まり、同委員会も先述のスミス・ヒューズ法もこの運動への対応として位置付けられている（横尾 [1998]）。

20 世紀に入り、教育における国の干渉や形式化された教育に対して危機感を持った人々が現れ、「進歩主義教育運動」のような新たな動きも見られた。フランシス・パーカーは、1872 年にドイツに留学しヨハン F. ヘルベルトらによって開発された教育学を学び、帰国後マサチューセッツ州のクインジー市の教育長に就任し、そこで個性を尊重する自由な教育を実践した。パーカーも初期の進歩主義教育の牽引者であり、パーカーを提唱者としジョン・デューイ⁽⁷⁾の教育理論を支持した人たちの賛同を得ながら運動の推進母体として 1919 年に発足したのが、進歩主義教育協会（PEA）である。その他にも、20 世紀前半の進歩主義教育を主導した教育家としてウィリアム W. ワートがいる。1907 年、インディアナ州ゲーリー市の教育長であったワートは、地域社会に根ざした伝統的な価値観をとり戻し教育における民主主義を実現するために公立学校における改革を企図した。ゲーリー・プランと呼ばれたこの改革は、初期の進歩主義教育を主導し、20 世紀前半を通してアメリカ全土の公教育に少なからず影響を及ぼしていき⁽⁸⁾、こうした運動自体がアメリカの公教育における中央集権化の事実を如実に表すものである。

最後に、中等教育における職業学校の公立化を推進してきた NEA が、全米教育協会成人教育部を 1927 年に設置した。この組織は、新入植者の成人を対象として識字問題などを解決するために再教育の必要性から立ち上げられたものである。

以上、表 1 を参照しながらマサチューセッツ州と合衆国のおもな教育関連法制度の歴史を振り返ってきたが、アメリカの場合、19 世紀半ば以降「工業化」と「移民」という 2 つの要因が相互に関連しながら社会構造を変えていく中で、タウンから州へ、州から国へと制度設計の担い手が変わり、教育に係わる法制度に大きな影響を及ぼしたと言える。とりわけ、初等中等教育の公的教育機関における法制度の整備は、マサチューセッツ州と合衆国ともに工業化が進展し多くの移民が入植するたびに従来の制度が見直され、新たに制度設計が行なわれてきた。その際、第 4

節で触れるように、産業社会の発展とともに量的指標に基づいた制度設計が導入されるようになり、1917年の移民法改正はその一つの例であろう⁹⁾。次節では、教育とより密接にリンクするようになった経済に係わる法制度について、工業化の影響が顕著に現れた法制度を中心に見ていく。

3. 経済に係わる法制度

アメリカは、南北戦争で62万人の犠牲者を出すなど甚大な被害を生んだが、この戦争を通して経済の動向に対してきわめて大きな意義があったとされる。谷原修身は、その意義について①国法銀行制度を確立し過度の信用創造を解消しようとしたこと、②政府紙幣として「不換政府紙幣」を発行し戦費を調達したこと、③1861年の連邦所得税法を制定したこと、④1861年の自営農地法により年齢21歳以上の合衆国市民は5年間居住し開墾することを条件にして160エーカーの公有地を無償で取得しえることを規定したが、その後の西部開拓を推進したこと、⑤モリル関税法が制定され19世紀後半の合衆国を特徴づける保護貿易政策の基礎が築かれたこと、⑥軍隊や物資の輸送を目的として鉄道を拡張する必要性が生じ、鉄道敷設のために公有地が無償で払い下げられたこと、と整理している(谷原 [1997] 116頁)。このように、南北戦争をへて経済に係わる合衆国レベルでの法制度がいくつか成立した。

南北戦争後、国内情勢の安定化とともに、1870年代から1890年頃までの急速な産業化・都市化を遂げるアメリカだが、一方で金儲けに人々が奔走し理想への関心が薄れ、政財界に腐敗が蔓延した時代、内実を伴わなかった時代という批判を込められた「金ぴか時代 (Gilded Age)」が到来した。同時に、1873年恐慌を起点として1897年までは不況が連続して起こり、「大不況期」とも呼ばれていた。そして、1890年代になって、南北戦争中の軍需生産を契機に発達した工業が急速に発展しヨーロッパ先進諸国を追い抜き世界一の工業国となり、20世紀初頭にかけて巨大企業による独占化・寡占化の進展がみられた。数値で見ると、「1870年にアメリカの国民総生産はほぼ62億ドル」であり、「40年後の1910年にはそれはほぼ5倍大きくなり、1870年価格で約301億ドル」となった(田口他 [2000-2003] 313頁)。また、1810年には国民所得3年分の国民資本は、1910年には5年分近くになっていた(ピケティ [2014] 159頁)。

本節では、こうした産業社会が発展を遂げる過程で施行された主要な経済関連の法制度と、その前後に起こった事件について、表2を参照しながら以下に整理する。

3.1 「金ぴか時代」・「大不況期」

「大不況期」には、これまでの自由競争のメカニズムによる自己調整機能が喪失したが、不況

表2 アメリカ合衆国における主要な経済関連法制度

年	内 容
1861	連邦所得税法・自営農地法制定
1877	グレンジャー法合憲最高裁判決
1881	アメリカ労働総同盟（AFL）結成
1882	スタンダード石油トラスト契約
1886	グレンジャー法違憲最高裁判決 全国農民同盟結成 労働騎士団結成
1887	州際通商法制定 州際通商委員会設置 クリーブランド大統領議会教書提出（11月）
1890	シャーマン法成立（それまで20弱ほどの州で成立済み）
1895	合衆国対ECナイト会社事件勃発
1904	ノーザン・セキュリティ事件勃発
1906	ヘバン法制定
1911	スタンダード石油事件勃発
1914	クレイトン法制定 連邦取引委員会創設
1918	ウエップ・ポメリン法成立

出典：佐藤一雄『米国独占禁止法：判例理論・経済理論・日米比較』信山社出版，2005年。松下満雄・渡邊泰秀編『アメリカ独占禁止法（第2版）』東京大学出版会，2012年。神宮司史彦『経済法20講』勁草書房，2011年。谷原修身『独占禁止法の史的展開論』信山社出版，1997年。田中英夫『英米法総論』上巻，東京大学出版会，1980年。

にも関わらず、工業生産は生産財部門を中心に連続的技術革新の進展によって飛躍的に拡大した。この工業の急速な発展の時期には、数多くの富豪が誕生した。例えば、ゴールドラッシュ時には鉱山で働く者向けの食料品卸であったリーランド・スタンフォード（Leland Stanford）は鉄道王と呼ばれるようになった。また、スコットランドからの移民であるアンドリュー・カーネギー（Andrew Carnegie）は、綿工場の糸巻工からスタートし、鉄道会社勤務を経て、1827年に製鋼業に転身して鉄鉱石鉱脈の発見を生かしてカーネギー製鋼会社を世界一の高収益の会社に成長させた。株仲買店の手代であったジョン・D・ロックフェラー（John D. Rockefeller）は、1870年にスタンダード石油会社を設立し、競争相手の株式を買い取って1898年までには国内総生産量の84%の原油を精製し、ほとんどのパイプラインを支配下におき石油王と呼ばれた。

他方で貧富の差は拡大した。当時、進化論的社会観（Social Darwinism）⁽¹⁰⁾の影響のもとでの自由放任主義は、この貧富の差を是認した。そして、富の獲得のためにはどのような手段がと

られようと、恥ずべきこととはされなかった。ここにおいては、若年者を含む労働者をどのような賃金でどのように働かせようと、それは契約自由であるから問題はないし、農民も独立した経営主体であって農産物の価格も自由に決められるもので、その変動は自己責任の領域であった。

ところが、1873年を端緒とする度重なる恐慌の発生が、労働者や農民を厳しい状況に追い込み、不満の爆発とともにさまざまな改革運動を生んだ。農業関連では、1870年代の農民層の運動としてグレンジャー運動(Granger Movement)が起きた。この運動は、農民間の共済機関・親睦団体的なものとして1867年に設立された農業共済組合とその地方支部「グレンジ」が、1873年恐慌を機に政治運動に積極的に参加したことから始まる。運動の内容は、鉄道会社とかれらが運営する倉庫業などが独占的運賃・使用料を維持し、場合によっては差別を行なっていることに対して中西部地域を中心とする農民たちが抗議運動を繰り広げ、農作物の共同出荷、農機具の共同購入などの相互扶助を求めたものであり、86万人の会員を集めた。その結果、いくつかの州で運賃・揚穀機の使用料(鉄道会社が多くの場合副業として営んでいた)に対する規制立法が成立した。これらの規制立法はグレンジャー法と呼ばれ、最高裁判所において合憲とされた。1877年のMunn v. Illinoisの連邦最高裁判決は、憲法第14修正条項(due process clause)が正面からとり上げられたものであった。この運動は投資の失敗などで1870年代後半から下火となったが、1880年代末には、この運動に変わって、北部と南部にそれぞれ農民連盟(farmers' alliance)という団体が成立し1892年に人民党を結成した。

労働関連では、労働騎士団(Knights of Labor)が職種の別なく勤労者を一体として組織し運動を展開した一方で、1881年にアメリカ労働総同盟(American Federation of Labor)がロンドン出身のユダヤ系移民であるサミュエル・ゴンパース(Samuel Gompers)によって結成された。ゴンパースは、使用者側にとってスト破りなどで代替困難な熟練工のみを組織し、賃上げ、労働時間の短縮、団体交渉権等の現実的な目標を方針とした。そして労使交渉とストライキを併用しながら、目標達成を図った。上記のような熟練労働者を中心としていたから全労働者の約1割を傘下にいられた程度であった。他方で、取り残された不熟練労働者の立場は弱く、大量移民の時代でもあったこの時期に、使用者側はストライキに訴えた労働者を解雇し、新たに移民労働者を雇った。

最高裁判所の裁判官の人選にも自由放任主義が影響を与え、企業、有産階級の保護の傾向が明瞭となっていた。例えば、1863年から1897年まで最高裁判官を務めたステファン・フィールド(Stephen J. Field)は「財産権は神の法と同じく神聖であるということを否定するような観念が社会に受け入れられ、財産権を守るべき法の力も公共の利益もないとされるようになったとき、無政府と暴政が始まる」と判決中で述べている(田中[1980]300頁)。また、1889年から1910年まで最高裁判官だったデヴィッド・ブルーア(David Brewer)は、「統治に関する温

情主義的理論は、私にとっては厭わしいものである。個人に対して、可能な限り最大限の自由を認め、個人とその財産に対して可能な限り最大の保護を与えることは政府に対する制約であり、また政府の義務である」と述べている（田中 [1980] 300 頁）。

19 世紀末の度重なる不況は、産業部門にも多大な影響を与えた。持続的な価格の低落と市場の縮小は過剰資本を顕在化させ、市場獲得のための企業間の競争が激化した。企業は、こうした競争による共倒れの危機を防いで過剰資本を処理する方法として、競争制限的手段としてさまざまな結合を考案してきた。最も単純な協定は、「紳士協定」であり、これを正式化および複雑化したものが「プール (pool)」と言われた。これは、加盟企業は各々独立性を保持しながらも、製品の価格と生産の統制、利益の分配、市場の分割等広範囲に及ぶ競争制限を目的としたゆるやかな連合体であった。重要なプールとして、ミシガン製塩業組合、火薬製造業組合、スタンダード封筒会社、ウイスキー蒸留業者のプールなどがあった。しかし、参加企業が多く、これらの協定は法的拘束力をもたなかったために協定違反が頻発し短期に崩壊した（岡田・永田 [1983] 129-131 頁）。

それに対して、1880 年代に、固い結合形態が導入された。その代名詞ともいうべきものがトラスト方式 (trustee device) と言われ、組織の形態が何であるかに関わらず、産業界における資本の大規模な結合を意味するものとされた。石油、綿実油、鉛、砂糖、網具などの産業部門では、トラストに参加する諸企業がその株式を受託者団に預託し、その引き換えとして企業資産の評価額に相当する「トラスト証券」を受け取るという方法を取り、このトラストによって構成企業が単一の法的な経営体となり、受託者団に経営の支配権が掌握されることとなった。1878 年から 1890 年にかけて 15 のトラストが結成されたが、成功した代表的なトラストとしては、1882 年結成のスタンダード石油トラストをはじめとして、綿実油トラスト、砂糖トラスト、亜麻仁油トラスト、ウイスキートラスト、鉛加工トラストの 6 つのトラストであった（岡田・永田 [1983] 129-131 頁）。

3.2 シャーマン法と「持株会社」

前述のグレンジャー運動による州の立法は、1880 年から 1890 年にかけて、中西部の 13 州で反トラスト立法がなされ、その他に 14 州の州憲法中に反トラスト規定を含んでいた。そのうち、反トラスト法と憲法の規定の両方を有するのは 6 州だったが、鉄道事業のような全国的規模で活動する事業に対して州内の対象だけしか規制することができない州法では、規制を十分に行なうことができなかった。実際、1886 年には、2 州以上を貫通する鉄道および連絡路線は州際通商に属するものであり、州にはその運賃を規制する権限がないとして、効力を及ぼせないという判決が出ていた（谷原 [1997] 122 頁）。この事態に対して、南部と西部の農民は団結して同年に全

国農民同盟 (The National Farmers' Alliance) を結成し、鉄道に対する政府規制、特許権付与の制限を要求した。また、労働騎士団は鉄道を政府の所有にすべきことを要求した。そして、これらの要求は一般の商業関係者および鉄道の荷主らによっても支持された。連邦政府はこうした世論を背景に、企業活動を規制する方向に向かった。1887年にはスティーブン C. クリーブランド大統領のもとで州際通商法 (Interstate Commerce Act) が制定されて、政府内部に設けられた州際通商委員会が州際間の交易、通商、輸送、伝達、通信に関して、全国的な次元での規制を決めた。また、同年11月にクリーブランドは、輸入関税、とりわけ原料輸入における課税による製造業者への国民の過剰な支払いを解決するために、連邦議会に関税引下げに関する教書を提出し、この議会教書は従来の大手製造業に対する保護的姿勢を改めるきっかけとなった。

連邦法として反トラスト法の制定が要望されるようになった結果、1890年には、シャーマン反トラスト法が成立するに至った。この間、これらの法違反で告発された事件は174件 (1890年から1916年) に達したとされる。例えば、オハイオ州最高裁判所は1892年に、スタンダード石油会社に対して、会社がトラストのメンバーになることは違法であることを理由にこのトラストの違法性を明らかにした。こうして自由放任主義は独占を抑制する限りにおいて矯正され、競争の自由が基本となるとともに、大企業による市場支配に対する国家干渉を導入することになった。しかしながら、規定は簡単なもの (規定数は8か条) で不備な点が多かったのみならず、政府も当初はその適用に必ずしも熱心ではなかった。

そのような状況下で、1895年の合衆国対 EC ナイト会社事件は、最高裁判所で最初に扱われたシャーマン法違反事件となった。アメリカン・シュガー・リファイニング社は、1892年にナイト社を含むフィラデルフィアの4つの製糖会社の支配権を得た結果、全米の製糖生産の98%を独占した。これに対して連邦政府は、シャーマン法に違反するとして同社を告発したが、下級裁判所はこれを却下したために最高裁判所に提訴した。しかし、連邦議会が制定したシャーマン法は州内取引ではなく州際商業についてのみ適用されるもので、今回のケースはフィラデルフィアという州内の製糖工場の獲得であり、また製糖業は製造業であるという理由から、1895年に最高裁判所は下級裁判所の主張を支持したのである。こうして合衆国対 EC ナイト会社事件は、トラストに対する連邦政府の脆弱性を露呈することになり、その後のトラスト熱狂時代を招来することになった (山口 [1995] 156-154 頁)⁽¹¹⁾。

また、1889年にニュージャージーで一般会社法の修正として持株会社を認めるに至り、従来のトラスト方式からとって代わった。これは恐慌以降のトラスト熱狂 (1898年~1903年) 時代の資本集中の支配的方法となった。それに対して、セオドア・ローズヴェルト大統領がトラスト征伐に乗り出してからある程度の効果を発揮するようになった1902年に、2つの大鉄道会社の結合を目的に作られた持株会社であるノーザン・セキュリティ社に対して独占禁止法違反の手續

きを開始し、1904年にその解散を命ずる判決が出た。ただし、ローズヴェルト自身は、企業の大規模化は時代の趨勢であり、それは進歩を達成するうえで効果的な手段であると信じ、トラストを善悪に二分し、市場を操作する悪いトラストに対してのみ訴訟を提起した。次の大統領タフト政権下でも反トラスト訴訟が提起された。1911年のスタンダード石油事件では、当時の象徴的な存在であった石油トラストが解体された。また、アメリカン・タバコ社によるタバコトラストも解体されるに至った。ただ、この事件で裁判所は、すべての取引制限ではなく不当な取引制限だけを禁止するという合理の原則が宣言され、シャーマン法をあいまいかつ概括的なものにしてしまうとの批判も上がった。

ローズヴェルトの強力な支持によって実現した1906年成立のヘバン法（Hepburn Act）は、州際通商委員会の力を強め、かつ全米の鉄道規制を強化した法律であり、鉄道会社による輸送料値上げに対して規制を行ったり、会計報告書の州際通商委員会への提出を義務付けたり、政府の産業への規制に対する改善を図った。

1912年にローズヴェルトが大統領に再出馬することを表明したことで共和党は分裂し、党大会でタフトが指名され、その後、ローズヴェルトの支持者は革新党を結成しローズヴェルトを独自候補として指名した。民主党は、ウッドロウ・ウイルソンが候補者となり、ニューフリーダムを提唱し、経済力の集中が個人の自由を脅かしており、その回復のため独占を解体しなければならないとして、政府の干渉を提案した。選挙ではウイルソンが勝利し、独占対策はニューフリーダム達成の最優先課題とされ、1914年に、「違法な制限及び独占に対する既存の法を補完する等のための法（An Act To supplement existing laws against unlawful restraints and monopolies, and for other purposes）」（クレイトン法）が制定され、要件を具体化した実体規定、適用除外および詳細な規制手続きなどが定められた。また同年、連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act）によって設置された連邦取引委員会（FTC: Federal Trade Commission）がその実施を担当することになって体制が整備された。これは連邦反トラスト法の施行に関わる独立行政委員会であり、不当競争を阻止する権限を与えられ、独占規制の中心的役割を担うこととなった。とはいえ、独占の一扫からはほど遠かった。さらに、1918年にシャーマン法に修正を加えたウェブ・ポメリン法（Webb-Pomerene Act）が成立し、輸出のみを目的として設立された輸出組合の設立は認可された。つまり、同法によって反トラスト法の適用外を認め、結果的にシャーマン法の効力を切り崩すこととなった⁽¹²⁾。

この間、中間管理者層が産業内において重要な役割を果たすようになり、またトップマネジメントは企業所有者から俸給を得て企業のために働く専門経営者によって担われるようになった。そこには金融機関が画策したものが多く、金融機関が企業の株式の一部を取得し金融市場で売却することによって株式の分散が始まった。金融機関の代表が企業の取締役として派遣され、企業

の意思決定は、企業所有者と金融機関の代表で分有されるが、次第に株式を所有しない専門経営者も参加するようになっていった。経営者教育の必要性も問われるようになり、1908年にはハーバード大学は経営大学院を設立するに至った。そして、各地の総合大学区の中に経営大学院は設けられるようになり、経営者教育が制度として確立した。

大学および大学院を卒業して経営者となった人物は数多くいる。本節でとり上げた巨大企業で言えば、アメリカン・シュガー・リファイニング社のアール・バブスト (Earl D. Babst) はケニオン・カレッジとミシガン大学大学院、US スチール社のアービン・オールズ (Irvin S. Olds) はイェール大学 (文学士) とハーバード大学 (法学士)、ベンジャミン・フェアレス (Benjamin F. Fairless) はオハイオ・ノーザン大学、スタンダード・オイル・オブ・ニュージャージー社のウォルター・テグル (Walter C. Teagle) はコーネル大学、ウィリアム・ファリッシュ (William S. Farish) はミシシッピ大学をそれぞれ卒業し、学位を得ている。

ハーバード大学経営大学院出身の経営者では、フォード社の最初の専門経営者となったフィリップ・コールドウェル (Philip Caldwell) やIBMのルイス・ガーズナー (Louis V. Gerstner) などがおり、20世紀の後半に入ってさまざまな産業分野において大企業のリーダーを務めた。

以上のように、当時のアメリカにおいては、自由放任主義の思想の下、自己責任とされた中で、労働者や農民が厳しい状況に追い込まれたことで、不十分ながらも諸規制の萌芽が認められるようになった。また、度重なる不況が生じて、企業間での競争が激化するとともに、企業同士が互いにさまざまな形での連合体を形成するようになって、独占状態が生じるなど、競争を阻害させるようになったことに対して、かかる弊害に対する規制として競争に関する法制度を、連邦法を含む形で整備され出した。また、企業の意思決定について、企業所有者と金融機関だけでなく、専門経営者も参加するようになり、その養成機関も設立されるようになっていった。

4. 考 察

本節は、第2節と第3節の議論を受け、アメリカ旧制度学派が誕生した時期における教育制度と経済制度の成り立ちとその後の展開がどのような関係にあり、当時の経済分析が制度に着目したアプローチを行なった背景を考察する。

第2節でマサチューセッツ州と連邦政府の教育制度の歴史を整理し、工業化と移民が社会構造に与えた変化が大きな影響を及ぼしたことを確認した。特に初等中等教育を行なう公的教育機関に関する法制度の整備に着目し、教育機関は産業社会の発展に対応して「労働市場への人材供給」と「社会化」の役割を担うものとして位置付けられるようになったことを指摘した。つまり、産業社会の変化が労働市場への人材供給という役割を担った教育分野の制度変化をもたらし、初等

中等教育レベルの公立学校がブルーカラー、ホワイトカラーのいずれにおいても現場労働者の送り出し機関として機能するよう制度設計されたと考えられる。

また第3節では、自由放任の「金びか時代」・「大不況期」から公的介入によって市場に規律を導入する「革新主義の時代」にかけての経済規制の制度化と経済諸力の動向の歴史を整理し、特に競争に関する法制度と企業統治を担う人材に着目して分析した。産業社会の発展、経済構造の複雑化・高度化の過程において、経済制度がまず市場経済発展の枠組みを提供し、その後経済規制の準則として提供されるよう制度設計された過程を確認した。

第1節で見た先行研究のいくつかは経済から教育への影響を見るというベクトルで考察しており、産業社会の労働力需要に教育機関が適応して制度化されてきたことの解明に成果を上げている。しかし当時の経済分析において制度が着目された理由を検討するためには、それぞれの制度自体が社会実体にもたらす作用も見ていく必要がある。

中野耕太郎は、『20世紀アメリカの夢』でセオドア・ローズヴェルト大統領が1901年12月の年次教書で「経済問題」をとり上げていることに改めて着目し、1870年代から20世紀初頭の産業発展を、都市や独占企業、労働と生活水準などの社会問題と関係付けて論じ、自由、平等、民主主義といったアメリカ合衆国建国の価値を毀損する行為を「一般福祉」や「公益」を害するものとして位置付けて、公権力の執行を含めた制度設計を行なったとしている（中野 [2019] v-3頁）。この時期は、アメリカ合衆国が世界最大の工業国になるなど産業社会が発展する中で、経済諸力の相互関係に大きな変化が生じ、経済構造の高度化・複雑化による新しい問題への対策について多様な利益ごとに組織化されたステークホルダー間の調整を行っていた時代だと言える。

経済発展の過程における資本の集積・集中を、連邦裁判所が違憲立法審査権を背景に合衆国憲法が保障した契約自由の原則で守りつつ、組織された農民、労働者の集団が、市場における私的独占を新たな問題として提起し、各経済諸力がステークホルダーとして制度化に関与し、制度の対象や範囲にグラデーションを設けながら、その時点での合意形成を行なっている。すでに第3節で見たように、農民層がグレンジャー運動を経て農民連盟や人民党を成立させ、労働者層は労働騎士団を経てアメリカ労働総同盟を成立させている。いずれもすべての農民、労働者を包含しているわけではなく、それぞれの層の中でより利害を同じくする集団を組織化し、制度設計というルールメイキングに参加するステークホルダーとして機能している。労働者層について言えば、熟練労働者、ヨーロッパからの新しい移民労働者、アジアからの移民労働者、解放奴隷の労働者などの区分があり、選別と同化を組み合わせた能動的な制度設計が行なわれている。つまり、制度のコアとなる対象・範囲がステークホルダー間の交渉での合意形成を経て設定され、制度が対象とする領域、制度の対象の縁辺の領域、さらにその外側の領域ができ、そしてこのこと自体が新たな問題をステークホルダーに意識させて制度をさらに変える原動力となるというシークエン

スを繰り返している。

これは企業部門においても同様で、「プール方式」から「トラスト方式」を経て、シャーマン反トラスト法の成立・施行の動きの中で、「持株会社方式」へと市場支配の手法を成長させている。その過程で、資本の集中と経営の高度化に成功した企業が強力なステークホルダーとして機能して市場支配力を行使している。この過程において大企業における組織管理・経営管理が急速に強化され、組織を経営するトップマネジメントに高等教育機関から人材が供給されていた。

高等教育機関から人材が供給されたのは大企業だけではなく、市や州の政府においても都市問題、労働問題の行政を担う人材を出すようになっており、その経験が段階的に連邦政府の制度設計に影響を与えていった。この時期は都市の急激な膨張と複雑化する都市問題に対応するため、行政機関の合理化、専門化が進み、政治任用による専門行政官が主導するコミッション制やマネージャー制が採用され、科学的なガバナンスの端緒が見られた（中野 [2019] 10頁）。

中野は、革新主義者の問題意識は市場経済の改良のみを目指したのではなく、社会正義の所在をめぐって文化・道徳運動的な性格があり、「社会福音（ソーシャル・ゴスペル）」と呼ばれるキリスト教諸宗派による活動が改革思想の背景にあったことは無視できないと指摘している（中野 [2019] 4頁）。森孝一は、「19世紀末から1920年代にかけて、アメリカのキリスト教界はファンダメンタリストとモダニストの対立の時代」であったとしている。そして、モダニストは近代科学や近代思想の成果を取り入れて、キリスト教信仰と近代思想の接点を見出そうとした高度な教育を受けた者であり、彼らだけがものごとの真実を理解することができると思われる時代に入りつつあったと指摘している（森 [1996] 189-192頁）。旧来の市民社会がよってつつ市民-国家間の社会契約とも、地域的かつ対面的なコミュニティ生活とも異なる、産業社会の発展が生み出した新しい社会関係において、革新主義者は貧困や労働に関する「社会的な」問題領域を新たに発見したと言える（中野 [2019] 6頁）。彼らの考え方は、急速な工業化のなかで顕在化してきた都市問題、なかでも「貧困」問題に「生活水準」という大衆が消費できる財貨やサービスを量的指標で捉える新しい手法で制度を設計・運用した（中野 [2019] 6-7頁）。指標による制度上のグラデーション設定と対象の分類は貧困問題だけでなく、移民政策においても、生活能力のある移民だけを受け入れる仕組みとして、識字テスト（1917年移民法で導入）の結果を指標にして移民を分類する制度を設けている（中野 [2019] 13-17頁、岡本 [2018] 126-130頁）。経済や教育の制度設計は、労働市場に参入する際に求められる要件や保護の対象にする要件を定義してルール化する一方、設けられた制度の運用を通じて新たな問題群を生み出すことにつながっており、さらにその次の課題解決に向けたアクションの契機となっていったのである。

このような制度設計と展開の歴史をアメリカ合衆国の成り立ちから考えると、王権や教会がデフォルトの権力機構として存在しない中から植民地開拓、独立、そして国家統合を経ることによ

り、社会や統治の仕組みを自分たち自身で作り上げ変えていく文化が培われたと言える。アメリカではルールを与件として見るよりも、ルールメイキングとルールメイキングに参加することに対する関心が強い社会が作られたと考えられる。ルールメイキングにおいては、利益を先行確保している集団が先行者利益を固定化して既得権化する動きをし、市場で先行する者や事業体が利益を同じくする集団を組織化してルールメイキングに深く関与する。こうして生まれた制度自体がステークホルダーたちの意図の有無に関わらずその後の社会変化を駆動させ、その結果として新たな利害調整が必要な課題を生み出し、制度がさらに自己成長していくというシーケンスができあがる。したがって、ルールメイキングによるデファクトスタンダードの確立と正規化は先行者利益の確保というバイアスを内包している。

このような動きは、新しいフロンティアとしての市場や資源を序列化しながら自国の経済体系の中に取り込むものであり、価値創造するフィールドを段階的に拡張して経済を成長させていく過程と言える。序列化を制度設計するにあたり、ルールメイキングするステークホルダーが指標を用いて制度を運用する対象や範囲を画定することで市場の構造が形作られる。指標による構造化は先行者の利益が継続的に確保される仕組みとして機能することとなる。この時期の制度設計は、まずスモールスタートとして市や州などの地方政府で着手され、その成果がアメリカ合衆国の社会全体の制度として連邦政府によって段階的に導入されている。

ヴェブレンに始まる制度分析は、「金びか時代」を自由放任主義の時代、「革新主義の時代」を経済規制の時代として二項対立的に捉えるだけでなく、制度の生成と展開が継起した過程を分析するという視点を持っていたのではないか。そして、かれらの視点は現在の高度に発達した情報社会における制度設計の考察にも示唆を与えると考えられる。現代社会は情報技術の発達により人々のコミュニケーションが質量両面で飛躍的に高度化・増大し、情報が大きな価値を持つ財として市場で日常的に取引される時代である。水野祐は『法のデザイン 創造性とイノベーションは法によって加速する』で、ローレンス・レッシングと濱野智史の論をもとに、情報化社会における制度設計を法とアーキテクチャの2つの側面から捉え、「情報化社会においては、アーキテクチャによる制度設計と法による制度設計、特に多様性、柔軟性を内包した法（ここでは法律よりも柔軟さを有する契約が大きな役割を果たす）による制度設計とのグラデーションのある、複合的な設計と協働により組み立てられる必要がある」と指摘している（水野 [2017] 19頁）。そして、「法が技術発展の前提条件を一定の方法で生み出し、また「技術進歩が著しい領域において法が技術に先行して形成することがある」というシーラ・ジェサノフの論を敷衍し、法律や契約を私人の側から主体的にデザイン（設計）する視点の重要性から「リーガルデザイン」という概念を提唱している。これは「法の機能を単に規制として捉えるのではなく、物事や社会を促進・ドライブしていくための『潤滑油』のようなものとして捉える考え方」というものである（水野

[2017] 47頁)。水野はこの考え方に基づいて「伝統的な直接規制か自主規制か」という「二項対立の限界」を指摘し、EUにおける「共同規制」⁽¹³⁾を参照しつつ、コンプライアンスやインターネット・ガバナンスの問題群を考察している。この考え方を援用すると、統治機構と社会構成員の両方が関わる方法で、制度を法というハードな形式とアーキテクチャというソフトな形式で設計し、その制度が社会実体の動向を受けて規律するものであるとともに、社会実体そのものを動かしていくものとして作用すると考えられる。

ヴェブレンに始まる制度分析は、ジョン・コモンズやウェズリー・ミッチェルに引き継がれ、戦後は新制度学派のダグラス・ノースやロナルド・コース、オリバー・ウィリアムソンの研究を経て、ゲーム理論を応用した契約と組織の経済学へ発展した。さらに今日では政策決定において行動経済学的アプローチが行なわれており、制度研究が蓄積してきた知見と重なる領域への関心が高まってきている（瀧澤 [2018] 169-206頁）。特にエビデンスに基づく政策立案（EBPM）が政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資すると言われる中、指標の設定と指標に基づいた制度の設計・運用・検証が多くの分野で検討されるようになってきている。制度学派の問題提起は100年の時を経て、より精緻な分析を求められる最先端の社会的課題として再び立ち現われていると考えられる。

5. おわりに

本稿は、南北戦争から1920年代を対象に、アメリカの教育と経済という2つの分野における主要な法制度を整理し、これらの法制度確立の歴史的背景を辿ることで、制度の観点から教育と経済の関係を考察してきた。アメリカでは、一連の技術革新や大企業の台頭による産業社会の到来と大量の移民がもたらす社会問題への対応のたびに、教育と経済に関する制度設計が、相互関係を深めながら再帰的に行なわれてきた。

教育に関して言えば、建国以来、すべての人民に平等な教育を施すことが志向され、教育の大衆化と多様化が早期の段階から進んだが、のちの工業化の進展は雇用・労働の質的および量的変化を生じさせ、また度重なる新たな移民の流入は人口増加と都市化、そして新旧移民の対立を生んだ。その結果生じた社会構造の変化によって、教育に係わる法制度が整えられてきた。表1で見ると、教育に係わる法制度や組織は、南北戦争を境として州レベルから合衆国レベルへその主軸は移行し、とりわけ初等中等教育の公的教育機関および職業学校においてその傾向が見られた。

経済について言えば、南北戦争後の急速な産業社会の発展は「金びか時代」を招来し、従来の社会的モラルを壊しながら一部の産業人による経済的支配を強めていった。しかし、その後の不

況（1873年から1897年）は、トラストやカルテルなどによって自己防衛と市場独占を行なった産業界（大企業）と、産業界の市場独占によって不利益を被った農民や労働者との利害対立を激化させ、社会的分断を生じる契機となった。その打開策として国家の介入が始まり、本稿では表2でまとめたように、特に経済活動統制に係わる法制度についてとり上げたが、これらの法制度は1880年代以降に確立していく。しかしながら、自由放任主義のもとで不況期においても大企業による市場独占と支配力の強化に歯止めをかけることはできず、十分な効力を持つに至らなかった。そして、社会的分断の中で大量の移民は、非熟練労働者として大規模工場によって吸収され大企業の発展の一翼を担うようになり、そのための教育制度が公的初等中等教育機関や職業学校において整えられていった。このように、産業社会の進展とともに労働や雇用の内容が変容し、それに沿って教育の意味が変わっていった。

本稿で焦点を当てた初等中等教育のみならず、高等教育においても例外ではない。前稿で議論したように高等教育では、南北戦争以前からある程度大衆化されていたことや部外者による組織運営が行なわれたことが、高等教育の制度設計において産業社会で権力を持つようになった人々の影響力を強めていき、産業社会に適合した教育制度が設計された。そして、産業社会の発展を牽引した大企業の成長は、経営に携わる専門経営者と工場生産に携わる大量の労働者に対するニーズを生み、これらのニーズを満たすための人材育成の場として教育機関が位置付けられるようになった。

上記の考察から本稿では、制度設計における経済諸力の影響力が及ぶプロセスと情報化社会においてヴェブレンの制度論をとり上げる意義についても言及した。第4節で議論したように、急速な産業社会の発展は、物質的な量的変化を伴いながら社会構造を変えていき、また貧困や労働などに関する社会的問題を生み出すことで、建国以来の地域的コミュニティに代わる、地域を超えた新たな社会関係を生み出した。本稿でとり上げた教育と経済に係わる制度設計においては、1880年代以降、その社会関係は経済的利害をめぐる諸集団として現れ、ルールメイキングに参加するステークホルダーとしての機能を果たした。そして、ステークホルダー間の合意形成に向けて国はその仲介役としての役割を担うようになった。

大量生産体制の確立と大企業の台頭をどこの国よりも早く経験したアメリカでは、量的指標によって制度設計・運用を行なうことが社会的問題解決への早道であり、各経済諸力による制度設計への参加に強い関心を持つ社会が作られたと言えよう。この点に、制度学派が登場した時代のアメリカにおける制度設計の特質を見出すことができる。しかし、制度設計には先行者の利益が継続的に確保され、また制度設計に参加できない人々も多数存在することで、問題も多い。加えて、産業社会において制度の生成と展開が連続的に起こった時代ゆえに、制度分析の重要性を問うヴェブレンを始祖とするアメリカ制度学派が生まれてきたと考えられる。ヴェブレンは、産業

社会に適した人材供給の場としての教育が浸透する中で、とりわけ高等教育の運営に経済的に優位に立つ産業人が加わるようになった現状に対して『有閑階級の理論』など⁽⁴⁾で批判的に議論し、制度の持つ特徴を析出している。

現在は情報化社会と言われて久しい。本稿の対象とした時代は生産過程における技術革新がもたらした大きな変化であったが、今は情報における技術革新がもたらしている目まぐるしい変化である。現在の変化の一つが国の概念を無意味化するほどのグローバル化であるが、それゆえに「規制」に重きを置いてきた従来の制度や、国と一部のステークホルダーが制度設計に果たしてきた役割が限界にきている。第4節で触れた、水野の提示する「アーキテクチャ」的な制度設計のアイディアは、制度設計において個人が主体的に関与していくものであり、制度設計においてより柔軟な対応を行なうことで制度を通じて社会実体を能動的に動かしていくというビジョンは、変化に適応する一つの選択肢であろう。現在と同じように技術進歩による急速な社会構造の変化において経済活動を制度の側面から捉え、また情報化社会のプラットフォームを提供したアメリカを舞台として議論を展開した制度学派の制度分析は、情報化社会の制度を考える上で引き続き再評価する意味がある。

[文責：「第1節、2節、5節」辻（智）、「第3節」渡辺、「第4節」辻（俊）]

《註》

- (1) そもそも制度学派を一つの学派と定義づけたのはドーフマンやグルーチャーである。彼らは、制度学派は独自の経済理論の構築まで至らなかったが、経済学方法論を確立し、例えば、方法論的個人主義に代わる方法論的全体主義や経済人に代わる制度的人間、さらに新古典派では与件として見なされていた制度の持つ経済的役割を分析した、としている(Dorfman [1969], Gruchy [1967])。また、制度学派の生成および展開過程を「知性史」研究の一環として議論したのがロスである。ロスは、南北戦争から1920年代のアメリカにおける社会科学の展開過程を社会学、経済学、政治学を中心に「アメリカ例外主義」という理念をキーワードに用いて描写した(Ross [1991])。その他、新古典派経済学との対比において制度学派の方法論的特徴を析出したもの(高 [2000] など)、ドイツ歴史学派との関係において制度学派を理解しようとしたもの(シュムペーター [1972], 田中 [1979], 佐々野 [2003] など)、1990年代以降の制度学派について学説史的研究を行なったもの(田中 [1993] [1999] など)などがある。
- (2) ボストンやケンブリッジといった都市では、隣接するハーバード大学(1636年設立)が教師を供給していた。
- (3) 詳細は南新([1999] 62-63, 87頁)を参照。なお、南新によれば、州内でも都市部と地方では公教育に対する考え方や状況が違っており、「urban地域では、1820年代以降産業が盛んになり人口が急増するにつれて大衆教育としての公教育への認識が高まり、従来の私立学校に依存した教育から公立学校を基礎とした教育への移行が進むとともに、(中略)公立中等学校の設立も行われるようになっていった。」(南新 [1999] 96頁)
- (4) 州立師範学校のほとんどは、1945年以降州立大学(ステート・カレッジおよびステート・ユニヴァー

シティ)となる(鈴木[1992]113-114頁)。

- (5) 南新[1999]1-58頁。南新によれば、「マンは、自由で平等な人間があって、はじめて自由で平等な社会は存在すると考え、その両者を結合する媒体物として教育を据え」(8頁)ており、「共和国の主権者の育成をめざす権利としての教育の内容は、一般的知識を基礎に、政治に関する正しい知識、労働力を高め経済的独立を促進する自然科学に関する知識、人間の道徳的生活の三つを大きな柱として構成されていた」(7頁)とする。そして、「マンは、自然法の原理から教育を受ける権利を導き出し、主権者教育による自由・平等社会の実現という目的と増大する貧困家庭からの現実から、次には社会の教育を受ける権利の保障義務、さらに現実に一步進んで、州による無料公立学校の設置・維持を導き出そうと試みている」(9頁)が、南新は、その現実的根拠として「当時アメリカを襲った産業革命の波にともなう生産手段の革命的発達」を指摘する(9頁)。
- (6) ボールズは、職業教育の開始は各階級に見合った教育を行なうという階級分化を加速化すると述べている(ボールズ[1980]167頁)。
- (7) デューイは、進歩主義教育理論を確立したアメリカの教育学者であり、1896年に自らの主張する教育学を实践する実験学校を開校し、アメリカにおけるプラグマティズムを大成した人物として有名である。デューイが制度分析を重視したことから、しばしば制度学派の一人としても位置づけられている。
- (8) ゲーリー・プランは、ゲーリー・システムやワート・システム、プラトゥーン・プランとも呼ばれ、日本の「大正自由教育」にも影響を及ぼした(塚原他[2017])。
- (9) アメリカの移民法は1875年に制定され、その後改正が繰り返された。1917年改正では、第4節でも述べているように、識字テストを実施して英語能力のない移民希望者の入国を禁止したものである(新田[2014])。
- (10) 進化論的社会観とは、ハーバード・スペンサーが展開した社会観であり、ダーウィンの進化論をヒントにしたものである。生物が原生動物から高等動物に進化するように、社会も未開社会から進化すると思った。ただ、進化論では、自然環境に適する種のみが結果的に生き残るという考え方をするが、スペンサーは適者が生き残る(survival of the fittest)と考え、適者の要件として意思や努力に求めることとなる。そして、優れた者が勝ち残るという思想と結びつき、努力したために成功者になれたと考える。また、進化の過程では単なる寄せ集めではなく、より大きな上位レベルでの新たな秩序が生まれ、そこでは、同等の社会関係と個人の自発的協力によって成り立つ共存的社会たる産業型社会へ進化し、自由放任主義により推進されると考えた。この考えが、当時のアメリカの「金ぴか時代」における、成功者をアメリカンドリームの実現者として肯定する風潮を後押しした(井原[2015]47頁)。
- (11) その他、1890年代にはトランス・ミズーリー運賃組合事件(1897年)、合同運送組合事件(1898年)、アディストン鋼管会社事件(1899年)などの反トラスト法訴訟事件が起こった(山口[1995]155頁)。
- (12) 山口一臣は、ウェブ・ポメリン法成立の意義について「シャーマン法に対する除外規定を設けることによって独占禁止政策の抜け道をつくり、したがって、独占資本の成長に便宜を与えたこと、また、そのような独占資本を背景とする国際的・経済的対立を激化せしめることに役立ったこと」と述べている(山口[1995]150頁)。
- (13) 「共同規制」とは、企業や業界団体が行なう自主規制に対し、政府が一定の介入・補強を行なうことによって公私が共同で問題を抑止・解決していく政策手法のこと。
- (14) その他、高等教育における実業家による大学運営について書かれた論文として以下のものがある。
T. Veblen, *The Higher Learning in America: A Memorandum on the Conduct of Universities by Business Men*, New York: A. M. Kelley, Bookseller, 1965. 本書では、大学の理事会や施設、人事、

研究者の役割、職業教育などについて議論されている。澤村栄治は、教育経済学の視点から同書を取り上げ、ヴェブレンは「大学における学問のあり方と近代資本主義社会の性格との緊張関係を、大学という場における力の緊張関係として捉え、この場が力の均衡様相によって完全円形となるか、階級形となるか、はたまた瓢箪のようないびつ形となるか、等というような一種のトポロジカルな分析において考察しようとする、大学運営管理の社会工学を試みたものとも見られ、そのいみにおいては、今日アメリカで頓に問題となって来た大学行政論におけるトップ・マネジメント論や管理会計論的考察の先蹤をなすものと、わずかにいえなくもないであろう」（澤村 [1995] 107-108頁）と述べている。

参考文献

〈日本語文献〉

- 有賀貞他編 [1993] 『世界歴史大系 アメリカ史』第1・2巻, 山川出版社。
- 飯田隆 [2005] 『図説西洋経済史』日本経済評論社。
- 生貝直人 [2011] 『情報社会と共同規制：インターネット政策の国際比較制度研究』勁草書房。
- 井原久光 [2015] 『社会人のための社会学入門』産業能率大学出版部。
- 石見徹 [1999] 『世界経済史：覇権国と経済体制』東洋経済新報社。
- 大浦猛 [1965] 「モリル法とアメリカの州立大学：19世紀における連邦の州立大学育成政策の研究」『教育学研究』第32巻第2・3号, 日本教育学会。
- 大森一輝 [1991] 「マサチューセッツ州統合教育法（1855年）の歴史的意義：近代化される移民, 『近代化』をめざす黒人」『一橋研究』第16巻3号, 一橋研究編集委員会, 157-174頁。
- 岡田泰男 [2000] 『アメリカ経済史』慶應義塾大学出版会。
- 岡田泰男, 永田啓恭編 [1983] 『概説アメリカ経済史』有斐閣。
- 岡本雪乃 [2018] 「識字テストの政策過程：1917年移民法における優生学の影響に注目して」『政策科学』第26巻1号, 立命館大学政策科学会, 123-135頁。
- カッツ, 早川操訳 [1980] 「アメリカ教育の変遷：任意制から官僚制へ」カラベル=ハルゼー, 潮木守一他編訳『教育と社会変動』下巻, 東京大学出版会, 97-116頁。
- 貴堂嘉之 [2019] 『シリーズアメリカ合衆国史② 南北戦争の時代：19世紀』岩波書店。
- キントナー, 有賀美智子監訳 [1968] 『反トラスト法』商事法務研究会。
- 経済法学会編 [1974] 『独占禁止法講座』商事法務研究会。
- コーエン=ラザーソン, 天野正子訳 [1980] 「教育と企業秩序」カラベル=ハルゼー, 潮木守一他編訳『教育と社会変動』下巻, 東京大学出版会, 179-203頁。
- コース, 宮沢健一他訳 [1992] 『企業・市場・法』東洋経済新報社。
- ゴードン, 高遠裕子他訳 [2018] 『アメリカ経済：成長の終焉』日経BP社。
- 榊田久雄編 [1982] 『アメリカ高等教育制度史：アメリカ的特質の形成過程』文久堂。
- 佐々野謙治 [2003] 「アメリカ制度学派とドイツ歴史学派：何が両者を分かつか」『エコノミクス』第7巻第4号, 九州産業大学経済学会, 1-15頁。
- 佐藤一雄 [2005] 『米国独占禁止法：判例理論・経済理論・日米比較』信山社出版。
- 澤村栄治 [1955] 「ヴェブレンと教育経済学：教育経済学研究の一齣」『関西大学経済論集 創立70周年特集号』関西大学, 83-109頁。
- ジャサノフ, 渡辺千原他監訳 [2015] 『法廷に立つ科学「法と科学」入門』勁草書房。
- シュムペーター, 玉野井芳郎監修 [1972] 『社会科学の過去と未来』ダイヤモンド社。
- 鈴木清稔 [1992] 「合衆国ステート・ノーマルスクールの歴史的変遷と高等教育」篠田弘他編『教育近代

- 化の諸相』名古屋大学出版会, 113-137頁。
- 世界教育史研究会編 [1976]『世界教育史大系 18 アメリカ教育史Ⅱ』講談社。
- 曾我雅比兒 [2007]『近代公教育制度成立過程の研究：欧米諸国における義務教育の創設』『岡山理科大学紀要 B 人文・社会科学』第43号, 岡山理科大学, 67-80頁。
- 高哲男他編 [2000]『市場と反市場の経済思想：経済学の史的再構成』ミネルヴァ書房。
- 瀧澤弘和 [2018]『現代経済学：ゲーム理論・行動経済学・制度論』中央公論新社。
- 田口芳弘他 [2000-2003]『アメリカ経済発展の数量史的分析』晃洋書房。
- 田中敏弘編 [1999]『アメリカ人の経済思想：その歴史的展開』日本経済評論社。
- 田中敏弘 [1993]『アメリカ経済学史研究：新古典派と制度学派を中心に』晃洋書房。
- 田中敏弘 [1979]「アメリカ制度派経済学とドイツ歴史学派」『経済学論究』第32巻第4号, 関西学院大学, 1-34頁。
- 田中英夫 [1980]『英米法総論』上巻, 東京大学出版会。
- 谷原修身 [1997]『独占禁止法の史的展開論』信山社出版。
- 塚原健太, 角谷亮太郎 [2017]「大正新教育におけるゲーリー・プラン情報の普及：雑誌記事・書籍の分析を通して」『帝京大学宇都宮キャンパス研究年報 人文編』第23号, 帝京大学宇都宮キャンパス総合基礎科目過程横山明子研究室, 63-85頁。
- 辻智佐子, 辻俊一, 渡辺昇一 [2019]「ヴェブレンの制度論と高等教育」『城西大学経営紀要』第15号, 城西大学経営学部, 27-52頁。
- トーパー, 藤川隆男監訳 [2008]『パスポートの発明：監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局。
- トロウ, 天野郁夫訳 [1980]「アメリカ中等教育の構造変動」カラベル=ハルゼー, 潮木守一他編訳『教育と社会変動』下巻, 東京大学出版会, 19-42頁。
- 中野耕太郎 [2019]『シリーズアメリカ合衆国史③ 20世紀アメリカの夢：世紀転換期から一九七〇年代』岩波書店。
- 新田浩司 [2014]「アメリカ合衆国移民法の最近の動向に関する研究」『地域政策研究』第16巻第3号, 高崎経済大学地域政策学会, 15-29頁。
- 濱野智史 [2008]『アーキテクチャの生態系：情報環境はいかに設計されてきたか』NTT出版。
- ピケティ, 山形浩生他訳 [2014]『21世紀の資本』みすず書房。
- ボールズ, 早川操訳 [1980]「教育の不平等と社会的分業の再生産」カラベル=ハルゼー, 潮木守一他編訳『教育と社会変動』上巻, 東京大学出版会, 161-183頁。
- 松下満雄, 渡邊泰秀編 [2012]『アメリカ独占禁止法 (第2版)』東京大学出版会。
- 水野祐 [2017]『法のデザイン：創造性とイノベーションは法によって加速する』フィルムアート社。
- 南新秀一 [1999]『アメリカ公教育の成立：19世紀マサチューセッツにおける思想と制度』ミネルヴァ書房。
- 森孝一 [1996]『宗教から読む「アメリカ」』講談社。
- 山口一臣 [1995]「独占規制とアメリカ砂糖精製業, 1890-1910年代：アメリカン・シュガー・リファインニング社の事例を中心として」『成城大学経済研究』129号, 成城大学, 158-99頁。
- 横尾恒隆 [2013]『アメリカにおける公教育としての職業教育の成立』学文社。
- 横尾恒隆 [2003]「1900-10年代アメリカ合衆国マサチューセッツ州における公教育としての職業教育制度の展開：産業学校の変質を中心に」『産業教育学研究』第33巻第1号, 日本産業教育学会, 62-69頁。
- 横尾恒隆 [1998]「1900-10年代のアメリカ合衆国における中等教育としての職業教育の成立：『中等教育の基本原理』の背景」『岩手大学教育学部年報』第58巻第1号, 岩手大学教育学部, 151-172頁。
- レッシング, 山形浩生他訳 [2001]『CODE：インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社。

〈英語文献〉

Dorfman, J., *The Economic Mind in American Civilization*, New York: A. M. Kelly, 1969.

Field, A. J., 'Educational Expansion in Mid-Nineteenth-Century Massachusetts: Human-Capital Formation or Structural Reinforcement?,' *Harvard Educational Review*, Vol. 46, No. 4, Dec. 1976, pp. 521-552.

Gruchy, A. G., *Modern Economic Thought: the American Contribution*, New York: A. M. Kelly, 1967.

Ross, D., *The Origins of American Social Science*, Cambridge; New York: Cambridge Univ. Press, 1991.

Whittelsey, S. Sarah, 'Massachusetts Labor Legislation, An Historical and Critical Study,' *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 17, Supplement No. 15, Jan. 1901, pp. 1-157.

〈URL〉

CCSSO HP (<https://ccsso.org>).

'Great American Business Leaders of the 20th Century,' Harvard Business School (https://www.hbs.edu/leadership/20th-century-leaders/Pages/details.aspx?profile=walter_v_shipley)

Massachusetts Home Learning Association HP (<http://www.mhla.org>).

A Study of Institutional Design Concerning Education and Economy in the United States from Post-Civil War through the 1920s

Chisako TSUJI,
Shunichi TSUJI,
Shoichi WATANABE

Abstract

This study focuses on major legal systems concerning education and economy in the United States from post-Civil War through the 1920s and examines the relationship between education and economy from the point of view of institutional design. To this end, this study researches the historical background of the establishment of these legal systems. Through this examination, this study identifies how various economic powers influenced institutional design and considers Thorstein Veblen's Theory of Institutional Change in the modern society. As a result, it reveals that (a) when focusing on the establishment of a legal system concerning public education at the elementary and secondary school level, the role these institutions play in "supplying human resources to labor markets" and "socialization" according to the development of an industrial society were evaluated; (b) when focusing on a legal system concerning competition in economic activities, an economic system was designed to provide the framework for the development of market economy in the process of the development of an industrial society and to be provided as a bylaw of economic regulations later; (c) following the development of an industrial society, social problems generated a new social dynamic, which appeared as groups with varying economic interests became stakeholders in rulemaking; and (d) when considering systems for the present information society, it is meaningful to reevaluate the institutional analysis proposed by institutionalists, who examined economic activities from the perspective of institution in the changing social structure due to technological advancement.

Keywords: American Institutionalists, Veblen, Economy, Education, Institutional Design